

令和6年度分
 (令和5年1月1日
 12月31日分)

市民税・県民税 申告相談

始まります



1 フローチャートで申告が必要か確認しましょう

判断に迷う場合は、税務署、本庁市民税課または各支所市民福祉課へ問い合わせてください

<<<スタート>>>

当てはまるものをチェック☑

- 年末調整を受けていない給与収入がある
- 年末調整済みの給与収入のほかに20万円を超える所得がある
- 公的年金収入が400万円を超えている
- 公的年金収入のほかに20万円を超える所得がある
- 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得の合計額が、所得控除額の合計額を超えている
- 所得税の還付を受けるために確定申告をする
- 税務署から「確定申告のお知らせ」のはがきや通知書が届き、確定申告をする
- 住宅借入金等特別控除(1年目)を受ける
- 土地や建物を売った(公共事業を除く)
- 株式の譲渡や損失繰越などがあった
- 青色申告をする
- 準確定申告(亡くなられた方の申告)をする
- 先物取引による所得があった
- 暗号資産・仮想通貨の取引による所得があった
- 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算がある
- 過去の年分に係る申告をする

チェックあり

確定申告が必要

次のいずれかの方法で申告してください

- ① e-Tax
(スマートフォン・パソコン)
- ② 税務署へ申告書郵送
- ③ 申告書作成会場
(岩手日報一関ビル)で申告
⇒11ページ③

*確定申告をすれば、改めて市民税・県民税の申告をする必要はありません

チェックなし

令和6年1月1日に本市に住所があった

あり

当てはまるものをチェック☑

- 年末調整済みの給与のほかに収入(公的年金を除く)がある
- 年金収入が148万円(65歳未満の人は98万円)を超える人で追加したい控除がある

チェックなし

市民税・県民税の申告が必要

⇒11ページ②
 「②市民税・県民税の申告方法」を確認してください

チェックあり

申告は不要

ただし、下記*1、*2に該当する人は後日申告(所得状況の確認)が必要となる場合があります。その際は各担当課の説明に従って手続きしてください

なし

1月1日に住民登録をして
 いた市区町村に確認してください

注意

市の申告相談会場は、市民税・県民税の申告相談です。確定申告することが明らかな人は、e-Tax、一関税務署への郵送、作成会場(岩手日報一関ビル)での申告相談をお願いします。

*1 令和6年度所得課税扶養証明書(令和5年中の収入、令和6年度の課税状況を証明する書類)が必要な人…本証明書は令和6年6月から交付可能となりますが、令和5年中の収入がなく、その旨を申告していない人については証明書を発行することはできません。窓口で申告するか、スマートフォンやタブレットを利用したオンライン申請(Graffer)で申告する必要があります。オンライン申請の方法などについてはP11「②市民税・県民税の申告方法」の3を確認してください

*2 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人…保険料算定のため各保険の担当課から前年中の所得状況の確認を求められる場合があります。その際は専用の書類が送付されますので、各担当課の説明に従って手続きしてください

2 市民税・県民税の申告方法

市民税・県民税申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を送付します。届かない人でも10分のフローチャートで「市民税・県民税の申告が必要」に該当した人は、申告してください。申告書などは、本庁市民税課または各支所市民福祉課の窓口で用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

1.郵送で申告

3月15日(金)までに、申告書に右の「申告に必要なもの」で該当する書類を添付し、郵送してください。

申告内容を確認する場合があるため、必ず電話番号を記入してください。添付書類の返却を希望する場合は切手を貼った返信用封筒を同封してください。

お願い 申告会場は大変混雑しますので、郵送申告をお勧めします

2.申告相談会場で申告

12、13分の日程表を確認して、指定された日時・会場に来場してください。

3.スマートフォンやパソコンなどで申告

令和5年中に収入がなかった人に限り、マイナンバーカードを持っていれば、オンラインで申告できます。(24時間受け付け可。専用アプリのインストールが必要です)

右の二次元コードを読み取り、案内に沿って入力を進めてください。

令和6年度分のオンラインでの申告は、1月22日(日)から利用できます。



*扶養控除などの所得控除を追加したい場合は利用できませんので、注意してください

申告に必要なもの

令和6年度分市民税・県民税申告書

市が郵送した申告書を受け取った人

マイナンバーカード(個人番号カード)

持っていない人はマイナンバーが確認できる書類と身元確認書類が必要です。身元確認書類は、顔写真付きのものであれば1点、顔写真が付いていないのであれば2点必要です。郵送で申告する場合は写しを添付してください

令和5年中の収入を確認できる書類

給与や年金の源泉徴収票、営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書など

控除を受ける事実を確認できる書類

各種控除を適用する人は下の表の書類を用意してください

控除項目	必要書類
配偶者控除・扶養者控除	配偶者や被扶養者の収入とマイナンバーが確認できる書類
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢医療保険料の領収書、国民年金保険料控除証明書など
障害者控除	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書(*3)
医療費控除	医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書、おむつ使用確認書(*4)
生命保険料控除・地震保険料控除	控除証明書

*3 *4 「障害者控除対象者認定書」と「おむつ使用確認書」は、本庁長寿社会課(☎②8370)または各支所市民福祉課で交付します。即日交付はできません

3 一関税務署からのお知らせ

☎一関税務署 ☎②3 4205 (「確定申告電話相談センター」が応じます。)
音声案内で0番を押してください。

申告書作成会場を開設します

◇日時…2月16日(金)～3月15日(金) 9:00～16:00 *④⑤⑥を除く

◇場所…岩手日報一関ビル 3階 大ホール

*申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場当日配付しますが、LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です。なお、入場整理券の配付状況により、後日の来場をお願いすることがあります

*会場には、確定申告専用の提出コーナーがあります

④作成済みの申告書を提出する場合、入場整理券は必要ありません

友だち追加はこちら

国税庁LINE公式アカウントを友だち追加すれば、入場整理券をオンラインで取得できます。

➡メニューの「ホーム」から「国税庁」または「@kokuzei」と入力して友だち追加ができます。



*開設期間前を含め、一関税務署内には申告書作成会場を設置していません

*駐車可能台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください

確定申告書は、自宅から スマホやパソコンで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。

マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税などの情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンやICカードリーダーを持っていれば、作成した申告書をe-Taxを利用して提出できます。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を確認してください。

受付時間

【午前】 8:30 ~ 11:00 (9:00相談開始)

【午後】 12:45 ~ 15:00 (13:00相談開始)

【延長】 18:30まで *花泉地域は予約制です。予約は花泉地域の日程下部の二次元コードから申し込んでください

■の日は18:30まで行います。指定の日程で都合がつかない人が対象です。

一関地域 本庁市民税課 ☎②8244

月	日	会場	地区	該当区
2	5月	一関市役所2階大会議室	殿美	午前:1~3 午後:4,5
	6月			午前:6~11 午後:達古袋1~4
	7月			午前:12~14 午後:霜後、15~18
	8月			午前:1~5 午後:6~9
	9月			午前:10~14 午後:15~18
	14月			中里 午前:真滝8,9中里10,11 午後:真滝7,10
	15月		真滝 午前:11~13、水口 午後:14,15	
	16月		*	弥栄 午前:1~4 午後:5~8
	20月		一関 真滝 真滝2~6、関が丘1~6	
	21月		真滝 東中田、三関1~4	
	22月		中里 萩荘 中里1~5、里ヶ丘、蘭梅、太平、萩荘1~4 午前:中里6,7,12、萩荘10,11 午後:中里6,7,12、萩荘9	
	26月		萩荘 5~7、高梨、駒下、脇田郷、川崎	
	27月		山目 山手、沢内、宮下、宮前	
	28月		山目 中条、宿、共林、中野、境、10~13	
	29月		一関市役所2階大会議室	全地区 指定の日程で都合のつかない人
3	1月	山目 中央、五代、青葉1・2、竹山、銅谷、前田、三反田1・2、中通		
	5月	山目 6、7北、7南、8		
	6月	一関 山目 幸、末広1・2、才天、十二神、一関1~9、銀座、大町、高峰、釣親、台東		
	7月	一関 12~15、16(東・中・西)、17		
	12月	一関 18~20		
	15月	全地区 指定の日程で都合のつかない人		

*弥栄地区は川崎農村環境改善センターで実施

大東地域 大東支所市民福祉課 ☎②4074

月	日	会場	地区	該当区		
2	5月	セ猿ンタ市民	猿沢	午前:1,2,3,8 午後:4,5,6,10,13		
	6月			午前:7,9,11,12		
	7月	興田市民センター	興田	午前:八日町、前田野、下沖田 午後:大住、向山、天狗田		
	8月			午前:小西、小森、遅沢 午後:沖田、東丑石、西丑石		
	9月			午前:鳥海、市之通、上中川 午後:上天狗田、野田、中川		
	13月			午前:前畑、京津畑、下中川		
	14月			摺沢市民センター	摺沢	午前:八幡、上摺沢、源八、仲町 午後:大金、長者、松原、羽根折沢、旭町
	15月					午前:上町、沼田、下摺沢、流矢 午後:小沼、堺ノ沢、駅前、但馬、荒屋敷
	16月	摺沢 民曾慶 午前:観音、栃折沢、高校通 以、渋11,12				
	3	4月	大原市民センター	渋民曾慶	午前:渋1,2,4 午後:渋5,8	
5月		午前:渋3,7 午後:渋6,9				
6月		渋民曾慶 大原 午前:渋10,13 午後:上内野、下内野				
7月		午前:中内野、山口 午後:藤ヶ崎、弘川、大久保				
8月		午前:上大原上、六日町 午後:若宮上、下大原、川原町				
11月		午前:笠置、立町 午後:上大原下、一市				
12月		午前:川内、中島 午後:若宮上、下町				
13月		全地区		指定の日程で都合のつかない人		
14月						
15月						

花泉地域 花泉支所市民福祉課 ☎②2214

月	日	会場	地区	該当区
2	5月	花泉支所4階西大会議室	日形	1,2,3,4-1,4-2,5,6
	6月		花泉	1,2,3,4,5-1
	9月		5-2,6,7,8-1,8-2,9	
	14月		油島	1,2,3,4,5-1,5-2,6
	19月		老松	1,2,3,4
	20月		老松 金沢	老松5,6 金沢1-1,1-2,2,3
	28月		金沢	4-1,4-2,5-1,5-2,6-1,6-2,7
	29月		涌津	1-1,1-2,1-3,2,3
	4月		4,5,6,7	
	5月		永井	1-1,4,5
3	8月	永井	1-2,6,9	
	11月	2,3		
	12月	7,8		
	13月	全地区	指定の日程で都合のつかない人	
	14月			
	15月			

*花泉地域の2月28日、3月8日の延長受付はWeb予約制です。(電話での受け付けはできません)なお、定員に達した場合は受付期間内であっても受け付けを終了します。
延長予約受付期間
1月10日②~延長対応日の3日前まで



お願い 混雑緩和と対面時間短縮のため、次の必要書類の事前作成をお願いします

■営業・農業・不動産所得がある人

「収支内訳書(または収支を科目ごとに分類・集計した帳簿など)」を事前に作成してください。

■医療費控除の申告をする人

医療費控除の申告をする場合には、「医療費控除の明細書」の提出が義務化されています。医療を受けた人や医療機関、薬局ごとに金額を集計し、事前に明細書を作成してください。

*各様式は市のホームページにあります。作成せずに来場した場合、自分で計算・作成後に申告相談の受け付けを開始します



スマートフォンを使って確定申告書を作成する方法について講習会を開催します。参加する人は下の二次元コードから事前申し込みをしてください。事前申し込みなしでも入場可能ですが、定員数（午前・午後各30人）を超えた場合、入場できない場合があります。

日時：1月25日(木) 午前の部（10:00開始）
 午後の部（13:00開始）

会場：市役所本庁2階大会議室
 持ち物：スマートフォン、収入の分かる書類（源泉徴収票など）、控除を適用するための各種証明書（生命保険料控除証明書など）など

参加申し込みはこちらから



*そのほかの必要な持ち物などは参加申し込みのフォーム内で確認してください

あらかじめご了承ください

- 混雑を避けるため、できるだけ該当区の日時で申告してください
- 申告相談期間中は、市役所本庁市民税課・各支所市民福祉課の窓口で申告相談はできません
- 午前中に受け付けしても会場の混み具合により午後の相談となる場合があります
- 待合室の座席数には限りがあり、自家用車や会場外で待っていただくことがあります
- 申告の内容により申告相談の順番が前後する場合があります
- 想定来場者数を超えた場合、予告なしで受け付けを中止する場合があります

藤沢地域 藤沢支所市民福祉課 ☎⑤318

月	日	会場	地区	該当区
2	7(木)	藤沢支所2階第2会議室	大籠	40、41、42、43
	8(金)		保呂羽	36、37、38、39
	13(水)		八沢	24、25、26、27
	16(金)			28、29、30、31
	21(水)		32、33、34、35	
	22(木)		黄海	15、16、17、18
	26(月)			19、20、21、22、23
27(火)	12、13、14			
3	1(金)	藤沢西口	5、6、7	
	6(水)	全地区	指定の日程で都合のつかない人	
	7(木)			
	11(月)	藤沢西口	8、9	
	12(火)	藤沢	1、2、3、4	
	13(水)		10、11	
	14(木)	全地区	指定の日程で都合のつかない人	
15(金)				

東山地域 東山支所市民福祉課 ☎④4514

月	日	会場	地区	該当区	
2	19(月)	東山支所第1会議室	松川	午前：1、9 午後：2、10	
	20(火)			午前：3、8 午後：4、7	
	21(水)		田河津	午前：1、2 午後：3、4	
	22(木)			午前：6、8 午後：5、7	
	26(月)		松川	午前：5、6 午後：1、2	
	27(火)		長坂	午前：5、6 午後：3、4	
	28(水)			午前：7(久保地区) 午後：7(柴宿、館合、赤柴地区ほか)	
	29(木)		全地区	指定の日程で都合のつかない人	
	3		1(金)	長坂	午前：8、9、10
			14(水)	全地区	指定の日程で都合のつかない人
15(金)					

千厩地域 千厩支所市民福祉課 ☎③3943

月	日	会場	地区	該当区
2	5(月)	千厩支所2階大会議室	小梨	午前：6 午後：7、8
	6(火)			午前：9、10 午後：11、12
	7(水)		奥玉	午前：16、17 午後：14、15
	8(木)			午前：20、21 午後：18、19
	15(水)		磐清水	午前：22、24 午後：23
	16(金)		千厩清田	午前：1-2、2-1 午後：1-1、13
	28(水)			午前：1-3 午後：3
	29(木)		千厩	午前：2-2 午後：4
	11(月)			午前：2-3 午後：5
	3		12(火)	全地区
13(水)				
14(木)				
15(金)				

川崎地域 川崎支所市民福祉課 ☎④2114

月	日	会場	地区	該当区
2	9(金)	川崎農村環境改善センター	門崎	午前：妻神 午後：針山、官紅
	13(火)			午前：陳が森、巻畑 午後：石畑
	14(水)		門崎	午前：千手堂 午後：神平、館萩
	19(月)			午前：本町、川崎仲町、新町 午後：横町、所萱
	20(火)		薄衣	午前：外山西部 午後：外山東部
	21(水)			午前：高成、泉沢 午後：赤柴
	22(木)		薄衣	午前：砂子田、柳沢 午後：矢作、川崎大久保
	26(月)			午前：鴨地 午後：指定の日程で都合のつかない人
	27(火)		門崎	午前：銚子 午後：布佐

室根地域 室根支所市民福祉課 ☎④3803

月	日	会場	地区	該当区	
2	19(月)	室根曲ろくふれあいセンター	津谷川	午前：19、20 午後：17、18	
	20(火)			午前：16 午後：14、15	
	21(水)		矢越	午前：13 午後：12	
	22(木)			午前：11 午後：9、10	
3	1(金)	折壁	折壁	午前：7 午後：8	
	4(月)			午前：6 午後：5	
	5(火)			午前：4 午後：3	
	6(水)			午前：2 午後：1	
	7(木)			全地区	指定の日程で都合のつかない人
	8(金)				



申告相談に関する情報は、市のホームページからも確認できます。